

市制120周年記念事業

高松市自治基本条例制定フォーラム
報告書



平成22年2月15日（月） 13：30～16：00

サンポートホール高松 4階第1小ホール

【目次】

- **開会あいさつ** 2
高松市市長 大西 秀人
高松市議会議長 大橋 光政

- **基調講演** 5
「自治基本条例の活かし方 ～住民主体のまちづくり～」
松下 啓一（相模女子大学 人間社会学部 社会マネジメント学科教授）

- **パネルディスカッション** 12
「自治基本条例とこれからのまちづくり」
コーディネーター：
中川 幾郎（帝塚山大学大学院法政策研究科教授，元高松市自治基本条例制定委員会
委員長）
パネリスト：
柘植 敏秀（元高松市自治基本条例を考える市民委員会委員長）
佐藤 博美（高松市コミュニティ協議会連合会事務局長）
宮脇 初恵（特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット事務局長）
大西 秀人（高松市長）

【参考資料】

- 高松市自治基本条例制定フォーラム当日配布資料 37
-

開会あいさつ

高松市長 大西 秀人

御来場の皆様、こんにちは。高松市長の大西秀人でございます。

本日、「市制120周年記念事業 高松市自治基本条例制定フォーラム ～みんなでつくる これからの高松～」を開催いたしましたところ、このように大勢の皆様方に御出席をいただきましたこと、主催者として、厚く御礼申し上げます。



さて、本格的な地方分権時代の到来により、我々、地方自治体には、自らの責任と判断で地域特性を生かした主体的なまちづくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く求められています。このような地域の主体性が求められる時代にあって、本市では、自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民、議会、執行機関が協力して、まちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた「高松市自治基本条例」を制定したところでございます。

この条例は、制定過程から市民の皆様方に参画いただき、約2年間にわたる検討を重ねて原案を取りまとめました。そして、昨年12月の第8回高松市議会定例会において、全会一致で可決され、本市の市制施行120周年記念日の、正に本日、平成22年2月15日から施行いたしております。

条例の特徴といたしましては、高松市の条例では初めて、憲法にあるような前文を置き、私たちが目指すべきまちの姿などについてうたうとともに、参画と協働の原則の下、市民の皆様方と議会・行政が連携しながら、自治運営を進めることなど、私たちが共有しておかなければならない基本的な事項を分かりやすく体系的に整理しております。

また、平成20年度に市内44地域全てで立ち上がった「地域コミュニティ協議会」を、地域の課題を解決するために活動する組織として、条例上明確に位置付け、この地域コミュニティ協議会を軸として、「地域の個性や自立性を尊重した活力あるまち」、「心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくり」を推進してまいりたいと存じております。

本日のフォーラムは、市制120周年記念事業の一環といたしまして、自治基本条例を基に、これからのまちづくりについて、市民の皆様方とともに考える場として開催するものでございまして、相模女子大学の松下先生に、「自治基本条例の活かし方」と題した御講演をいただいた後、帝塚山大学の中川先生をコーディネーターに、パネルディスカッションも行います。どうか、市民の皆様方には、このフォーラムを通して、自らが自治の主体であることを御認識いただき、これからの本市のまちづくりに一層、御理解、御協力、御参画いただければ、幸いに存じます。

最後になりましたが、本日のフォーラムのため、御多忙の中、お越しいただきました松下先生を始め、パネリストの皆様方に、この場をお借りし、厚く御礼申しあげますとともに、御来場の皆様方の御健勝、御活躍を心より祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願ひ申しあげます。

来賓あいさつ

高松市議会議長 大橋 光政

ただいま御紹介いただきました市議会議長の大橋でございます。

本日、記念すべき2月15日という高松市制施行120周年の日に、このように大勢の皆様方の御参加の下、高松市自治基本条例制定フォーラムが盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。



皆様も御承知のとおり、本市では、「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を目指し、まちづくりを進めておりますが、これからのまちづくりは、行政と住民が互いに手を取り合い、一緒になって自分たちのまちの未来像を描き、市民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、知恵を出し合い、相互協力の心を育み、協働により進めていかなければなりません。

そうした際、大事な道しるべとなるのが自治基本条例であり、この条例は、「高松市自治基本条例を考える市民委員会」をはじめ、市民の皆様方から貴重な御意見をいただき、「高松市自治基本条例制定委員会」において、熱心な議論を重ねて制定し、本日から施行となったものであります。

本日は、この後開催されます、相模女子大学教授の松下先生による「自治基本条例の活かし方～住民主体のまちづくり～」の御講演や、その後のパネルディスカッションでは、それぞれ違った視点から見た自治基本条例や、まちづくりへの思いなど、貴重な御意見がお聞きできるものと大いに期待いたしております。

どうか、市民の皆様方におかれましては、本日のフォーラムを通じ、自分自身がまちづくりの担い手であることを認識し、ふるさとを誇る気持ちや、大切な財産を未来へ残そうとの意識を高め、地域のまちづくりに積極的に御参加いただくことを願うものでございます。

最後になりましたが、本フォーラムが実り多きものになることを祈念いたしますとともに、御参会の皆様方の御健勝、御多幸を心よりお祈り申しあげ、挨拶とさせていただきます。

基調講演

「自治基本条例の活かし方 ～住民主体のまちづくり～」

相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授 松下 啓一

皆さん こんにちは。よろしくお願いいたします。御紹介いただきました松下でございます。

実は私は、高松市には縁がありまして、妹夫婦がこちらに住んでいます。最初に高松を訪れたのは40年ほど前になりますか、まだ学生の時でした。高松出身の友人のところを夏休みにふらっと訪れて、随分歓待してもらったのですが、その友人と妹が結婚することになり、結婚式やいろいろな機会にこちらを訪れるようになりました。うどんもおいしいし、とても住みやすくいい街だと思います。



今日の話は45分という限られた時間ですので、話したいことはたくさんありますけれども、ポイントを絞ってお話をしたいと思います。

ではまず、なぜ今、自治基本条例なのか、地方分権とはどういうことか、ということをお話します。

いくつかのアプローチがありますが、一般的には、地方分権が自治基本条例をつくる契機になったと言われていています。地方分権一括法により、それまで国から委任された事務を、国の機関として処理する機関委任事務が廃止され、地方分権が具体化しました。それまでは、国、県、市、そして市民という縦系列の流れがあり、職員に期待されていることは、市民のことよりも国や県の方針に沿うことでした。ヒラメは砂の中において、目だけを出して上だけ向いていることから、上の評価ばかり気にして住民のことを考えない「ヒラメ公務員」と言ったりしますが、地方分権の具体化により、これからは市民と同じ目線で考えなくてはならない。市の中で、市民、議会、行政が協働して、地域のことは地域で考える、市民主体の社会をつくっていかなくてはならなくなりました。協働はこれまで130年続いた仕組みを大きく変えるパラダイムと言えます。

地方分権はスタートしましたが、そうすると地方がそれぞれ自分で地域をつくりなさいということになったわけですが、どんなふうに地域をつくるのかが問われます。地域をつくるというのは、簡単に言うと、地域の人たちがどんなふうに暮らしていくのか、それを自分たちで考えなさいということです。暮らしぶりを決めるといっても、誰が考えるか、どのように決めていくのか、その手段・方法は何かははっきりしないと、結局、決めるこ

とができません。今までのように国が考えてくれない中で、どのように考えたらいいのか、それを決めないといけないと全国の自治体で考え始めたのです。そこで地域のつくり方のルール、つまり自治基本条例が必要になってくるのです。これが、自治基本条例が必要だという理由の1つです。

もう一つの大きな理由を挙げます。それは人口です。

団塊の世代は、毎年270万人の人たちが生まれました。昭和22年から24年がピークで、これが第1次ベビーブームです。そして、この人たちが子どもを産み、昭和50年頃に第2次ベビーブームが起こります。ところが、この第2次ベビーブームの人たちが結婚しないということで、第3次ベビーブームが起こっていません。だから人口の動きは、1回目、2回目の山があって、後は減少していくのです。今後どうなるかといいますと、2004年の1億2,779万人をピークに、どんどん減少を続け、2055年には8,993万人になります。差し引きで、3,800万人の人口が減るわけです。日本の人口を計算すると、沖縄から九州、ずーっときて、中国地方、四国、関西地方に入って、大阪の一部を除いて西側に3,800万人住んでいるのです。その人数が、少なくなってきました。なぜそういうことになるかという、赤ちゃんの数が少ないからです。今、女の人が一生のうちに赤ちゃんを産む数が、1.3人くらいです。私のところは3人いますので、ややこれとは違うんですが、2人以上子どもを産まない、人口がどんどん減っていくわけです。これにより、様々なことが問題になりますが、まちづくりで決定的なことは、税収が減るということです。このままでいくと、単純にいうと税金が3分の2になるわけです。今まで30万円の収入があった家が、20万円になるということです。これが、それぞれの街、家、自治体に起こってくるんです。一方、出る方はどうかというと、高齢化率の、青いところを御覧ください。65歳以上の人口が40%になります。高齢者というのは、病気になりがちだし、社会保障費、年金や病院代がかかります。家でいえば、おじいちゃんおばあちゃんが病院に行くようになると、たくさん費用がかかるということです。こういう中で、私たちは街をどうしていくのか、問われているのです。私たちの世代はいいかもしれない、しかし、私の子どもの世代、私の孫の世代、その子どもたち孫たちに、どういう街を方向付けていくのかというのが、今を生きている私たちの責任だと思います。もちろん、子どもを減らさないようにしようという政策もあると思います。例えば子ども手当、これもそうですが、欧米の例をみても、なかなか出生数が2までもどりません。すぐにリバウンドをする。欧米の例をみると、子ども手当ぐらいではだめで、結婚制度とか様々な制度をとっばらっていかないと、なかなか子どもが増えるようにはならない。あるいは、女の人が赤ちゃんを産んだら、3年間は同じ給料で家にいられ、その上で職場に戻る、そういう大きな社会の変革をしないと、子どもが増えないと思います。しかし、それをやって子どもが増えるということは、その分社会全体のコストがかかっています。

いずれにしても、限られた資源、かかるコスト、それを見合いながらいい街をつくっていくということだと思います。いい街、地方分権で変わった街というのはどういう街かと

いうと、建物がある街だけではなくて、ひらがなの「まち」と書きます。漢字の「街」とひらがなの「まち」と、違いがあるんです。漢字の「街」というのは、建物、街路の街です。ひらがなの「まち」、まちづくりの「まち」は、建物だけではなくて、例えば歴史とか文化、潤い、安全、過ごしやすさ、そういったソフトを含んだものが「まち」なんです。そういうまちをつくっていかないと、私たちの次の世代に引き継げない。その中でどういうふうにまちをつくっていくのか。自治基本条例というのは、その中でそれぞれが力を発揮してまちをつくっていきこう、という条例です。高松でもそうです。住民、役所、議員、それぞれが力を発揮してまちをつくっていきこう、と宣言をしたのが自治基本条例です。そうやっていかないと、おそらくこの難局を乗り切ることができないと思われまます。だから、自治基本条例が今つくられるわけです。

今日は大変関心の高い人もいれば、様々な人がいて、こんな話をして申し訳ないんですが、あちこちで普通の市民の人たちに分かるようにお話をしています。野球は9人でやろうよって言うてるんです。これまでならば、先ほどの縦系列の中で国や県、市役所がやってくれたんです。内野の6人だけで野球をやってくれたわけです。ですから、そこに任せていけばよかった。先ほど言ったように、地方分権になって地域のことは地域で考えていく、あるいは厳しい時代、財政的にも苦しい時代をみんなでやっていきこうとなると、野球のように9人全員でやっていきこうということが大事だと思います。私、先ほど議長さんとお会いしましたが、議員さんはイチローだと思っています。ライトのイチローは何をやるか。レーザービームで3塁にシュッと投げるんですね。この前のWBCでは、イチローは最後に打って、大いにチームリーダーとしてがんばってもらったと思います。市民も、その力を存分に発揮して、まちをつくってもらいたいと思います。それで初めて、9人野球、野球に勝てる、まちができるのだと思います。野球に勝つというのは、良いまちをつくるということです。だから、市民のおじいちゃんおばあちゃんたちにお話しするときは、野球を9人でやろうよ、といつも言ってます。そうやって、良いまちに皆でしていこうじゃないか、そんなふうを考えています。

自治基本条例については、パンフレットがありまして、大変よくできております。その中で、ポイントは何かと考えると、大きく分けて2つあると思います。

まず、お役所や議会、その仕事ぶりを変えていく、つまり、信託された市民の期待に十分応えるように、そのように見えるように仕事をしていくことだと思います。お手元の、自治基本条例パンフレットの8ページに、どんなふうやっていくのかということがでておりますけれど、これを見ると体系図がでており、まず情報共有としています。情報は十分に共有されているかどうか見直してみましよう、参加の仕組み、それが十分にされているかどうか、もう1回見直してみましよう、つまり一緒に野球やるためにもう1回見直してみましよう。ついつい手を抜いてしまうこともあるけれども、こういった明文を書くことによって、9人でやっていけるような、信託された役割に応えられる十分な仕事ぶりをさらに進めていましよう、というのが自治基本条例です。

とりわけ、日本では二元代表制といいまして、市長さんと議員さんは、市民から信託された市民の代表なんです。二元代表制のポイントというのは、市民から信託されているということです。その信託された市民に対して、皆さん一生懸命やっている、その一生懸命やっていることを大いにオープンにして市民に分かってもらう、そういう努力をしていくことが大事だと思います。



行政の方も参加の仕組み、情報公開の仕組みも整えている。議会の方も、議会改革を大いにやってほしいと思う。そうやって、信託されている内容に十分応えてやっていくということを、自治基本条例を使って大いにアピールしてほしいと思います。

それからもう1つ、市民の公共力を生かすように、仕事の仕組みを組み立てなおすと書きました。先ほどの

縦系列でいくと、お金もあったということもあって、何でもかんでも役所でやってきました。本来ならば役所の苦手なこともやってきました。そうじゃなくて、市民の持てる力を大いに発揮できるように仕事を組み立てなおす。そうすると、これは市民の方にがんばってもらった方がよりよい結果になるな、というものもあると思います。そのような仕分をしていく、これはいい機会になると思います。

次、公共の担い手としての市民をしっかり位置付けるということです。

自治基本条例について、私は本もたくさん書いてありますし、あちこちでいろいろお話をしますけれども、見るときのチェックポイント、できあがりのチェックポイントというものがあります。それは何か。地域コミュニティについてどれだけ書かれているか、それがチェックポイントです。なぜならば、研究者や学者がつくとどうということになるかというと、研究者や学者は地域コミュニティというものが苦手な傾向があるからです。これは、戦争中に日本の戦争を町内会が支えたという過去の歴史があって、どうしても研究対象から外したり、避ける傾向があるんです。ですから初期の自治基本条例は、地域のこと、地域コミュニティのことは書いてないのがほとんどです。役所のことばかり書いてあるんですね。ところが、市民と一緒に議論する、事務室ではなくて市民の人たちとまちに出て議論する、市民の組織が入って議論をする。するとどうなるか。地域コミュニティは大事だと、地域コミュニティの役割というのを改めて再認識します。でも、なかなかこの時代、地域コミュニティに入ってくる人が少なくなってきた。リーダーが高齢化して、人の集まりが悪くなっている。そんなふうになると、地域コミュニティを元気にしようという話になっていくんです。ですから、そういう地域に戻って暮らしの中で自治基本条例を考えていくと、地域コミュニティのテーマというのが必ず出てきます。出てこな

いとおかしいと思います。そして、それが書き込まれるということになります。このパンフレットを見ると、6ページ、7ページにこんなに大きく、地域コミュニティ協議会ということで2ページにわたって書いてある。それだけ大事だということです。またそこから、大事な地域コミュニティをどのように育てていくか、もちろん地域コミュニティ自身も大いに努力することがあると思います。民主的な運営、ルールの公開、そしてそれを行政や議会が支えていくということもあると思います。そういう総合力の中で、地域のコミュニティを伸ばしていく。私はそれが、まちを維持し、まちを元気にしていく大きな柱になるのではないかと思います。

NPOを公共の主体として位置付ける、と書きました。NPOというのは、テーマで集まる人たちです。最近、こういうテーマで集まる人たちが増えていきます。自分の関心のあつたテーマで集まるということですね。去年、コミュニティ学会がここ高松市でありまして、私も来たのですが、ちょっと時間があつたので高松のお城へ顔をだしてみたいです。そうすると、観光案内のボランティアの方がいまして、ちょうどお昼どきでしたけれど、案内しますよと言っておきまして、2時間、案内してくれた。そのおかげで、学会の方は遅刻をしてしまったのですが、大変、熱心に案内していただきました。そういう動きがあちこちに、高松にもあります。私はいつも、みなさん全くボランティアでやってるんですか、と尋ねるのですが、ボランティアでやってますよ、とおっしゃるんですね。それもとても良いことなんですけど、私があちこちで言っているのですが、1000円のボランティアっていうのをやっています。1回ボランティアに行くと1000円、1000円というのは一つの例えで、お昼ご飯とお茶が飲める、500円で食べられれば500円でもいいんです。なぜかという、私、今の大学に移る前に、1年間無職だったことがあるんです。このボランティアというものは、定年退職した人が多いんです。私も同じようにですね、無職で家にいたら、連れ合いに、「お父さん、外にボランティアにでも行ってよ。」と言われたんです。なぜかという、今までなら朝御飯を作ればいなくなったのに、お昼御飯、晩御飯も作るの、いいかげんにしてよと言われたんです。それで思ったんですね、外に出ればお金がかかるので、お昼御飯が食べられるぐらいのボランティアがあると長く続くかなと。一つのアイデアなんですけど、NPOを持続する仕組みっていうのを考えていただきたいと思います。

これからどうやって自治基本条例を生かしていくのか、たくさんのポイントがありますがけれども、2点ばかりお話ししたいと思います。一緒に野球をやるために、と書きましたけれども、役所と市民団体との違いを知ることが大切で、それを知らないと誤解になったりトラブルになったりします。理解が力になっていくということです。簡単にどういうことかという、役所の行動原理と市民の行動原理との違いは何かという、お役所というのは、常に公平・平等・公正という枠からはみ出ません。なぜならば、みんなの税金でやるからです。みんなの税金なので、特定の偏ったサービスはできないんです。それが良さであり、強みなんです。では、市民の人たちの強みは何か。自分が大事だと思ったことに取

り組めるということです。なぜならば、自分のお金だからです。その両方があることが、実は社会を豊かにします。ドメスティック・バイオレンス、DVの例と書きましたけれども、例えばドメスティック・バイオレンスに最初に取り組んだのは、NPOの人たちです。大事だなと思って、ドメスティック・バイオレンスに取り組む。一部の人が大事だなと思ったときに行政がやろうとしたても、できないんです。みんなの合意が得られないからです。ところが、大事だなと思ったNPOの人たちが、ドメスティック・バイオレンスに取り組んでいく、するとあちこちでその活動が広まって、その活動が増えていく。そうするとドメスティックバイオレンスという、かつては家庭内の問題が、公共の問題に熟成していくんです。公共性の熟成というふうに言いますけれど、そうやって熟成していったものに対して、今度は行政が支援をし、かかわっていく、こういう仕組みですね。役所だけがかわっていたらいつまでも蚊帳の外で手が出ません。私はこういう市民の活動がたくさんある社会というのが、豊かな社会だと思います。ということは、どういうことか、そういう行動原理をお互いが大事にするということです。自分の枠にあてはめようとしたら、それぞれをつぶすことになります。そういう他者の活動を見守る、それが広く公共性につながっていくということを認識するというのが、大事ではないかと思います。お互いを知る、それが理解になり力になると思います。

一緒に野球をやるために大切なことは、信頼関係をつくるということだと思います。信頼関係をつくるにはどうしたらいいか、答えは簡単です。私の体験では、膝を交えてまじめに議論をすることだと思います。これまでは、役所と市民、あるいは市民と議会、川をはさんでこっちと向こうでいて、お互い何やってんのかなという感じでいた。だから、あらゆる誤解や偏見、それで物事が進んできたというふうに思います。膝を交えて議論をすると、不思議な共感が生まれてきます。最初はギスギスしますが、まじめに議論をしていくと、どんどんどんどん理解をしてきます。

こんな体験もあります。長野県の上田市で、自治基本条例をつくる、そういう会をやっていました。市民の人たちが集まって自治基本条例をつくる、その中で議会をテーマに、議会の在り方を考えようという事になったわけです。もしそこに、議員さんが参加せずに議論をしたら、どういう結果になったか。想像されるのは、議員の定数が多いんじゃないかとか、給料が高いんじゃないかとか、そういう話です。上田市では、議員さんが10人ぐらい参加をしてくれました。そこで一緒になって市民の人たちと額を寄せ集めて議論をしました。すると、どういう結論がでたか。市民の人から、議員さんに公設秘書を置こうよという意見が出たのです。大変なんだなあと、御苦労なんだなあと、だったら大いに政策を強めるために公設秘書を置こうよっていう提案になるんです。実現するかどうかは別にしても、膝を交えて話をすると、様々な前向きな議論がでてきます。これからは野球9人でやるわけです。ですから、そういう議論がされないといけない。役所は正直苦手です。私も前に役所にいたんで分かります。議論をするということは、一緒になって考えて、それは駄目だ、こういう理由で駄目だと言わなきゃいけない。そうやって、妥協をし、答え

を出していく作業です。地方分権の縦系列の中でずっとやってきたので慣れてない。だけどこれからはやっていく。私はこれが早道であるし、同時に遠いけれども、これしか道がないと思います。一緒に議論をする、川のこっちと向こうで言い合っているかもしれない、そうするといろんなことが分かってくる、信頼関係が出てくる、そんなふうになります。

私は、あちこちで講演などをやっておりますが、とにかく楽しくということが大切で、上田市でそういう厳しい議論をした後で、一緒になってカレーライスを食べたりしていました。餃子を一緒になってつついたりして、ますます仲良くなるのです。これは一つの例ですけど、大いにわだかまりを、壁をとってもらい、議論を楽しくしていくということが大事だと思います。

最後になりましたが、自治基本条例ができましたけれども、これがスタートです。市長さんは野球で言えばピッチャーでしょうか、リーダーだと思います。その市長さんが、マニフェストに載っていたから自治基本条例をつくりました。そうではないですよ。それで終わりじゃないのです。せっかく思いをひとつにしてみんなでつくろうということになったのだから、このひとつにした思いをさらに発展させてほしいと思います。職員の方、多くの方がこれから戸惑うと思います。戸惑うと思うけれども、4000人の職員がまちに出て、一緒になって議論をする、そうするとまちがどんどん変わってきます。大変だけれども、がんばってほしいと思います。議員さんはイチローです。大いにまちづくりのためにがんばって欲しいと思います。市民の方々、これからまちづくりの主体、その力を存分に発揮してほしいと思います。考えてみるとこれって、民主主義ということじゃないでしょうか。昔アテネの丘に集まって、市民が議論をしました。民主主義というのは多数決って意味じゃないんですね。民主主義というのはみんなで決めるということです。みんなで決めるにはどうするか、なるほどそういう意見なのか、という他者への配慮、併せてまちのこと、高松市のことを大事に思うこと、それが民主主義の大前提です。今まで教科書で学んできた民主主義、あるいは与えられた民主主義というのを実践していくというのが、私は自治基本条例だと思います。そのスタートに立ったということだと思います。大いにまちをつくってほしいと思います。



パネルディスカッション

「自治基本条例とこれからのまちづくり」

コーディネーター：

中川 幾郎（帝塚山大学大学院法政策研究科教授，元高松市自治基本条例制定委員会委員長）

パネリスト：

柘植 敏秀（元高松市自治基本条例を考える市民委員会委員長）

佐藤 博美（高松市コミュニティ協議会連合会事務局長）

宮脇 初恵（特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットワーク事務長）

大西 秀人（高松市長）

【中川】

皆さん、こんにちは。

第2部に入りまして、テーマは「自治基本条例とこれからのまちづくり」という内容で、それぞれの立場を代表してくださる4人のパネリストにいろいろと御意見をいただきながら、この記念すべき日の自治基本条例施行の中身づくりを、早速していきたいと思えます。

冒頭、少しこの条例の位置付けを改めて確認したいと思います。「市民主体のまちづくり」という高松市自治基本条例でございますが、住民自治と団体自治が、地方自治の両輪であるとよく言われます。これは通り相場の言い方です。団体自治というのは、議会および市役所、行政ですね、これが担う資本、人材、あるいは法的権力等を行使しなければ実現不可能な自治を行う、ということになります。住民自治とは一体何なのか。これは、3つあると私は思っています。

1つは議員、あるいは市長を選挙するという選挙権の行使は言うに及ばず、条例の改廃制定請求権も行使することです。さらには、例えば陳情、請願などの権利もありますし、事務監査の請求権も整備されている。これを「住民の直接統制権」といいます。これも住民自治です。それ以外に、地域社会を自己統治する権利もあります。これを「コミュニティの自治」といいます。これは、パネリストの佐藤さんがお話してくださると思えますが、地域コミュニティ協議会などが整備されつつあり、高松市としては一定の方向に進んでいます。

もう1つは、特別な課題とか、先端的な課題とか、あるいは社会の少数派を対象とした非常に奥深い課題などを、有志市民が力を合わせて解決していこうという課題別の市民自





治のようなものもあるわけで、これを担当してくださるのが、だいたいNPOとなっております。

コミュニティに対してNPOなどの集団を社会的にはアソシエーションといいまして、まったく異なる性格を持った別の組織とみなしていますが、これまで高松市は、この2つの市民活動をあまり区別していなかつ

たと思います。この条例では、第23条、24条できちんと区別しました。2つの住民自治をきちんと条例で位置付けたということですね。これを私は、議会および役所と繋がる統制権という点での縦の住民自治と、地域社会を自己統治する横の住民自治、さらに課題別に取り組む斜めの住民自治というふうに言っています。これをこの自治基本条例では明確に位置付けてきております。今後、この仕組みをもっと詳しくするために、「高松市自治と協働の基本指針策定委員会」という委員会が発足しまして、この方針を作る作業に入っております。柘植さんの言い方を借りますと、この自治基本条例というのはコンピューターで言えばOSであり、ウィンドウズ7みたいなものですが、それ以外のプログラム、パーツをもっとたくさん増やして行って、皆に使いやすいようにしていく、そういう段階に入っています。

時間が惜しいので、早速ですが、本題に入っていこうと思います。まず最初に、この高松市自治基本条例を考える市民委員会というものが、制定委員会以前に立ち上がっておりまして、この市民委員会の活動、あるいはここから出された提言書が、この条例のかなり大きな母体になっています。9割方、これがベースになっていると言っても過言ではないと思います。その委員会の委員長でいらっしゃった柘植さんから、市民委員会での検討結果の説明をいただいた上で、今後に向けての問題提起もしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【柘植】

ありがとうございます。御紹介いただきました柘植でございます。

今からちょうど2年前の2月に、市役所の13階で他市の例を用いて自治基本条例を考えるフォーラムがございまして、それを受けて市民委員会というものが立ち上がりました。構成者は、各種団体の代表の方もいらっしゃれば、公募委員の方もいらっしゃいま



した。そういう方々が、1年半、合計15回にわたって、それもほとんどワークショップ形式で委員会を開催しました。全員が組織を背負う立場で来ているのですが、組織は置いておいて、一市民としてどうなんだということで、この自治基本条例を一から、骨子の部分について検討させていただきました。条例制定までの流れと書いていますが、一番上に書いてある検討委員会というのが私が担当した部分で、市民を集めて、条例自身の目的や骨子の部分を考える、ここに大変時間がかかりました。その後、市民委員会からの提言を受けまして、中川先生を中心とした制定委員会の方で現実的な法文化、成文化のほうに議論が進み、その中にも私をはじめ、市民委員会からも何名か参加し、実際に市民がこんなふうにしたいと思ったことを、条例にどのように反映させるのかといったことを一緒に考えさせていただき、さらに、できあがったものを市長さんが地域5か所くらい回っていただいて、市民の方々から直接ヒアリングで、こんなものができるけどどうだろうということ聞き、さらに議会でそれを揉み、やっと今日の日、市制施行120周年にあわせて、この自治基本条例を施行することができた、これが一つの大きな流れになります。

自治基本条例ができて何が変わるかということは後でお話させていただきますが、一番大事にしたことは、まず作るプロセス自体が一つのモデル例にならなくてはならないと、なるべく密室で作られてはならないということで、水平対等に、ここではフラットと書いてありますが、例えば委員さんが各団体を代表してきていたとしても、団体の意見を言うだけではなくて、一市民としての意見、一市民としてこの法律はどうなんだろう、何が必要なのかということをもまず大前提で話してくださいと、代表の意見だけを言うようなことで、自分の属する団体の利益だけを反映させるのでは困りますと、なるべくワークショップを使いました。

それから、開かれた議論と書いていますけれども、自治基本条例に初めかかわったときには、なぜこんな分かりにくい抽象的な話を、という感じでした。これをいくら市民に問いかけてもなかなか反応はありませんが、かといって反応がないから何もしなかったらいいというわけではないので、毎回会議が終わるたびに、瓦版という、こんなことが議論されましたというものを自分たちで作って、周りに配ったり、または中間報告のときに、市役所の1階のロビー、皆さん通られたことがあると思うのですが、あそこでフォーラムを開かせていただきました。通常あそこは物の展示であるとか、他で業務をされていますので、スピーカーでものを言うようなところではないのですが、一人でも多くの市民の目に触れるところで議論したいということで、市当局にかなり無理を言って、あそこでフォーラムを開くという過去に例のないことをさせていただきました。一人でも多くの人に開こうということで、議論を進めてまいりました。そして、最後は多数決ではないと、まちづくりはどうしても少数意見と多数意見のぶつかりあいの時もありますが、まちづくりをする上で大切なのは、多数決ではないものの決め方、全員が合意形成をするというやり方ですので、その部分に注意しながら進めさせていただきました。

先ほど、中川先生に比喻を使っていたら大変恐縮なのですが、自治基本条例ってど

ういうものかということについては、前段の講演でもあったのですが、私はOSだと思っています。パソコンを使う方は分かると思うのですが、ウィンドウズなどのことです。例えばキーボードをたたいて、市民が直接市政に参加する。こんなことをしたいというコマンドを打つわけですね。それ以外に、情報を見るだけならワンクリックでマウスを使うということで分かりやすく、しかもディスプレイにそのことを表示する、情報公開機能というものがあります。さらに、本体には当然パワーボタンがついていますから、万が一、市長や議会の方が市民と相反する結論になったときには、そんなにしょっちゅうリセットするわけではないですけども、リセットスイッチも用意する。こういうトータルオペレーションシステムを体系化することで、パソコン、要するに行政、まち自体を市民自身が統括、コントロールしていくことができるようになるということが、この自治基本条例の流れです。だからといって何ができるかという、結局は下に書いてありますが、ワードやエクセルといった作業に応じたものが、このOSの上に乗っかって初めて機能するもので、アプリケーションが揃わなければ、自治基本条例自体が何かできるというものはありません。

何が変わるのかといったことですが、自治基本条例自体では何も変わりません。市民が行政とどうかかわるかということを書いてあるだけです。しかも、自治基本条例は目的地を書いていません。こんなまちにしたい、というのは総合計画で書くことであって、その総合計画にうたわれたまちにどう近づくのか、どういうふうに情報公開してもらい、どういうふうに参画し、どういうふうに行政や議会や市長との関係を築いていくのかというのが自治基本条例の主な目的です。市民側に、今までは恐らく市長や行政におまかせ、放置の方が多数おられたが、この自治基本条例ができれば、逆におまかせしたことによって得た結果については、市民が責任を負わなければなりません。参画するということは、市民も一緒に責任を負うということになる、ということが今後地方分権社会の中で、自治基本条例が果たすべき役割が、今回うたったことはそういうことだと思っています。一市民として参加させていただきましたけれども、先ほどの講演でこれが始まりだとお話がありましたが、まさに、自治基本条例ができて何が変わるのか。恐らく何も変わらないけれども、しかし将来変わる可能性がここにでき、かつ市民に対し責任も能力も備わったということの、一番最初のところが今日出来上がったということだと思えます。

【中川】

どうもありがとうございます。

柘植さんから、市民委員会での経過から、自治基本条例の持っている役割というか、イメージもお話いただきました。ちょっと言葉を足しますと、憲法第8章の4か条が地方自治です。それを受けて地方自治法、だいたい五百数十箇条あったと思いますが、これが本当に市民のものになっているのかといえば、憲法は、たいいていの人知っているけれども、地方自治法なんてほとんどの人が読んでいない。これは行政職員だってそうなんです。

そういう状態で自治基本条例なんていないのではないのかという意見をおっしゃる方がいらっしやいますが、そうではない。憲法および地方自治法に書かれている仕組みをもう少し分かりやすく、市民的な言葉、中学や高校の若者にも分かってもらえるような言葉に翻訳するというのも一つの役割だと思います。それにプラスして、オプションパーツとして、住民投票の規定も入っています。それから行政評価とか、監査、いわゆる法定監査だけでなく、一般外部監査もできるということを書いてあるわけです。だから、独自の住民自治による団体統制システムの補強といいますか、そこへ部品をたくさん付け加えたことも事実ですので、使いようによっては非常に身近な地方自治のシステムになるということもいえると思います。ただ、今、柘植さんがおっしゃいましたように、要はそれを使っていこうとする住民側の成熟度といいますか、能動性にも大きく依存しますので、それが今後の課題かと思います。となりますと、今度は市民側の集団、地域社会の自己統治、あるいは課題統治という、ちょっと難しい言い方ですが、その自治という現場からの見え方が大変大事になります。その辺りを地域コミュニティ協議会の事務局を御担当なさっている佐藤さんからお話を賜りたいと思います。

【佐藤】

どうも、佐藤です。よろしく申し上げます。

私は合併町の香川町の川東コミュニティ協議会の会長もしております、御存知のように、平成の大合併に伴いまして、1市6町が合同で、団結して新しい高松がスタートしました。平成20年9月27日の牟礼における地域コミュニティ協議会の設立で、本市の全ての地域で地域コミュニティ協議会が設立しました。地域生活共同体としての地域コミュニティ協議会を統べる地域コミュニティ協議会連合会は、高い組織率を誇る連合自治会を核として、各種団体、NPOなども含めまして、地区・校区ごとに組織化したもので、非営利な任意団体です。



活動について御説明しますけれども、組織の特徴としましては、団体や個人については、地域社会に奉仕する団体や個人を構成員とし、営利的・政治的・宗教的な団体や個人は組織の構成員からは除かれ、地域に開かれた組織であると言えます。各協議会では会則を定め、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりのために、必要な部会や実行委員会等を編成して民主的に役員を選任し、各地域の課題解決のために協議しながら運営にあたっています。構成役員はボランティアであり、無報酬であり、地域のまちづくりの中心を担っていると思います。現在、44の地区で地域コミュニティ協議会がありまして、5つのブ

ロックに分かれ、ブロック内での共通の課題の検討や問題解決を図るようにしています。コミュニティ連合会の基本方針としましては、地域の結束力を高め、各地域コミュニティ協議会の組織の充実を図りながら、地域自らのまちづくりに寄与するというで動いております。

高松市との連携事業としましては、地域まちづくり一括交付金があります。これについては地域コミュニティ協議会が全般的な仕事をしているという意味で申しあげますが、14の補助金が地域コミュニティ協議会に一括交付され、協議会は地域の实情に合わせて予算配分をし、各地元、組織に配分して各地域の特性を生かした事業のために消化しております。予算配分の率や額については各地域コミュニティ協議会に任されておりますが、地域ふれあい交流事業、文化祭事業、高齢者支えあい事業、自治会活動支援事業、地区保健委員会育成支援事業、クリーン高松推進事業、リサイクル推進事業、分別収集事業、地区体育協会運営支援事業、子ども会育成支援事業、交通安全母の会運営支援事業、学校体育施設開放運営支援事業、地区青少年健全育成連絡協議会運営支援事業、自主防災組織活動支援事業、ということで、全般にわたって活動しているのが地域コミュニティ協議会でございます。

また、昨年7月よりは、緊急雇用対策として地域推進員が配置されております。地域コミュニティ協議会に配属され、各種団体等の自立支援や、地域の基礎的な情報収集、データ化、行政との連絡調整事務を行っております。さらに、新しい試みとしましては、地域ゆめづくり提案事業がありまして、本年度は3地区に対して補助金が交付されており、各地域の特徴ある事業を実施することとなっております。次年度は、もっと大幅に地区数を増やしたいと聞いております。その他の活動内容としましては、人材養成事業と功労者表彰、視察・研修事業、市民の願い推進事業、これは昨年度引き継ぎました。さらに、昨年の7月には、第8回コミュニティ政策学会の全国大会を高松で行っております。それから、高松まつりにコミュニティ連として参加いたしました。また、コミュニティ協議会連合会としては、広報紙の発行をしたり、各種事業の共催をしております。以上が地域コミュニティ協議会の活動の概要です。今回、高松市自治基本条例の条文中に、地域コミュニティ協議会という字句が入りました。私ども、地域コミュニティ協議会にとりましては、今後の高松市内でのコミュニティ活動を進める上で、初めて社会に認知された、という認識を持ちました。コミュニティって何、という認識が随分と多いのが現実でしたから、初めて条例の中で認知された、中心になって動いていかなければという気持ちを新たにしております。ただ、現状としては、急遽立ち上げた組織でありますので、早く統一・均一的な良い組織を構築しなければならないという思いが強くなります。その方向に向けて、前進中の現在進行中の組織であるということも、申し添えておきたいと思っております。以上です。

【中川】

ありがとうございました。



ただ今、地域コミュニティ協議会についてお話をいただいたのですが、地域コミュニティ協議会の位置付けというのは、これまで自治会や町内会が主として担ってくださっていた課題あるいは地域社会のお世話といえますか、それが自治会だけにおんぶしているというのは大変負担が大きくて、もう限界に来ているのではないかと。その自治会が担保してく

ださっていた校区の中のさらに細やかな地区の代表性を担保できているという点では安心できるのですが、世代別の代表性とか、性別の代表性とか、分野別の代表性とかいうものをもう少し担保していた方が、これからの社会の新しいコミュニティづくりの上においては、大変、生きてくるのではないかとということもいろいろと勘案されて、地域コミュニティ協議会という合同型の、先ほどの松下先生のお話でいう全員野球の世界に切り替えよう、こういう発想だと思います。

その図面は、お手元のパンフレットの6、7ページに書いてあるこのイメージで、お分かりいただけるかと思います。つまり、今まで、青少年健全育成とか、PTAとか、防災とか、民生児童委員とか、縦割りでたくさんの役職をお願いしてきましたけれども、それらが一堂に会することによって、もっとお互いに助け合いができるのではないかと、無駄を省いて、エネルギーを結集できるのではないかとという思考法がここに働いているというふうに御理解いただければと思います。

もっと詳しくお話を進めていくとするならば、これはまた別途の座談会のようなものが必要かもしれませんので、今日のところは地域コミュニティ協議会という形で、高松市の全市をくまなく巡らされた自治のシステムがいよいよ動き始めるのだ、というふうに御理解いただきたいと思います。

それでは、NPOというグループに当たる、特定非営利活動法人のたかまつ男女共同参画ネットの代表でいらっしゃいます宮脇さんから、この条例に寄せる想いなどをお話いただきたいと思います。

【宮脇】

宮脇と申します。よろしくお願ひいたします。

今回初めて、高松市が寅年生まれということが分かりまして、たまたま私も寅年生まれでございますので、これを機に、まちづくりに積極的に参加していきたいと思っております。

それでは、NPO法人、たかまつ男女共同参画ネットを少し御紹介させていただきます。

たかまつ男女共同参画ネットは、会員数は市民活動団体76、個人11、計87で構成されています。各団体の会員数を合計いたしますと、約87,000人がネットワークを組んでいるということになります。男女共同参画に関する事業を中心に、活動団体や個人相互の交流と、支援事業等に取り組み、男女の人権の尊重の下、男女が個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与する



ことを目的としています。この目的は自治基本条例の第7条の中、特に、「性別にかかわらず、市政および地域のまちづくりに参画する権利を有する」というところに関連していると思います。

主な活動は、高松市男女共同参画センターの指定管理者となり、センターの管理運営を行っています。指定管理者としては、平成18年度からスタートし、この3月末で丸4年になります。

また、たかまつファミリー・サポート・センター事業を受託し、市の子育て支援事業推進の一端を担っており、現在の会員は約1,300人になっています。

それから年1回、男女共同参画市民フェスティバルの開催をしております。実行委員会を立ち上げ、企画実施しており、延べ約4,000人の参加を得ております。

男女共同参画センターに登録している市民活動団体は、現在151団体、その他約30団体、計約180の団体グループが参画センターを利用して、主体的に活動を行っています。これを合計しますと、約90,000人になります。各団体の活動テーマは、男女共同参画、地域づくり、教育・子育て支援、保健医療福祉、消費者、環境問題、文化芸術スポーツ、国際協力など、多岐にわたっております。また、センターの登録団体の特徴は、各地域の婦人団体33団体などが入っておりますので、いわゆる地縁団体、そしてテーマコミュニティであるNPOとが交流を深め合って、共同にやる活動も行われております。当NPO法人は、地域コミュニティと、各団体をつなぐパイプ役を担っていると言えます。

まちづくりに関する特徴的な事業としましては、安心・安全なまちづくりに向けて、地域の防災力アップ講座を平成20年度から実施しております。これは特に地域の防災・減災対策、自主防災組織の活動などに、女性も積極的に参画できるよう、リーダー養成に取り組んでおります。

また、高松市は支店経済の街とも言われ、転勤者が比較的多いまちです。そこで、人に優しいまちづくりの一環として、転勤者の皆さんに、早く高松の生活に慣れていただく、また、まちづくりは市外から来た人の視点も重要という観点から、「転勤者とさぬき人のはじめまして講座」を開催しております。写真は四国初の防災機能を備えた、道の駅むれに

行った時のものです。6年前から始めておりますが、この講座終了後、「はじめまして香川の会」が発足し、以来、地元の人との交流が続いています。そして、ホームページで高松の魅力などを発信してくれております。

次に、地域コミュニティ協議会との協働により、コミュニティセンターなどへ出前講座を行っております。これは男女共同参画まちづくりへの理解を深めていただく講座ですが、ここ1、2年は劇団「高松さんかくゆめ一座」を立ち上げ、すでに10数か所のコミュニティセンターに伺っております。写真は、松島コミュニティセンターでの手話コーラスの風景です。この劇団のメンバーは、男女共同参画グループをはじめ、セミプロの劇団員、まちかど漫遊帳、手話サークル等の活動をしている人たちが構成されており、NPOと、地域コミュニティとが連携した講座となっております。その他、公的機関、企業等の研修に講師の派遣などを行っております。以上が活動の概要です。

【中川】

ありがとうございました。

また余分なことを付け足すことになるかもしれませんが、男女共同参画の「参画」が、この自治基本条例とまったく同じ精神なんです。物事を決めるときの意思形成過程から、つまり政策形成段階から、すでにかかわりを持つ、ということで、決定段階にもかかわる、実行段階にもかかわる、評価し、点検修正するすべてにかかわっていく、というのが参画です。その精神が男女共同参画社会基本法にも書いてあるわけですがけれども、今後の日本の地域社会、あるいは日本というこの国の再生を願う上においても、女性の力、存在を無視しては考えられないことになっている、そのような観点から、男女共同参画社会基本法をこの地方自治の中にどう生かしていくか、大変大きな課題をこの自治基本条例は溶かし込み、生かそうと努力した、というふうに御理解いただければと思います。

それでは、お待たせしました。実はこの条例を作るに当たっての一番の立役者と言いますか、御自身のマニフェストにも、自治基本条例を作りたいということを掲げられた大西市長さんに、この記念すべき日のファンファーレを鳴らしていただきたいと思います。

【大西】

高松市長の大西です。

先ほどから、松下先生の基調講演ならびに中川先生のいろいろなお話、また、市民委員会の柘植さん、地域コミュニティ協議会の佐藤さん、男女共同参画ネットの宮脇さんのいろいろお話を聞いて、最初から非常にいい雰囲気です。自治基本条例がスタートできたなど喜んでおるところでございます。しかも、その自治基本条例の施行日が、いろいろな巡り合わせによってたまたまなんですけれども、市制施行120周年記念の今日、2月15日にできたということは、これも非常に意義を高めることができ良かったと思っております。



自治基本条例の内容や考え方につきましては、先ほどから皆さんがずっと言われておりますし、あるいは地域コミュニティ協議会、それからNPO関係についても、いろいろお話がございましたので、私がそもそもこの自治基本条例を作ろうとした経緯をお話したいと思います。

私は平成19年の5月から高松市長をしているわけですが、その前の選挙に当たって、マニフェストの中で、「高松まちづくり」、「高松ひとづくり」、「高松行政改革」というふうに分けて、50の政策項目を出させていただきました。その中のひとつとして、高松行政改革の中に、分権時代に即応したまちづくりを進めるために、高松市自治基本条例を作りますということを挙げさせていただきました。なぜ自治基本条例を作るということを挙げたかということは、先ほど松下先生のお話にございましたように、これからの分権型社会にあって、特に基礎自治体がまちづくりの主体となって、いろいろなことをやっていかななくてはならない。そのためには、もちろん市民との協働とか、そういう仕組みが必要なんだけれども、それは先ほど中川先生が言われましたように、必ずしも自治法で書いてある制度の仕組みだけでは十分に機能しない。しかもその動かし方のルール自体もやはり自治の原則に則って、市民の皆さんと一緒に作る、それを条例という形でルールとして明文化するという作業が、このような分権型社会においては必要なんだという問題意識があったことは確かですけれども、その前に、この自治基本条例が全国で最初にできたのが、北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」です。私は北海道でずっと勤務しておりまして、ちょうどそのとき、今は内閣総理大臣補佐官で、地域主権室長をやっておられます、逢坂誠二さんがニセコ町長であり、たまたま私と同年で、しかも市町村行政も担当していましたので、ちょうど逢坂さんが、こういうまちづくり基本条例みたいなものを作りたいという気持ちをお持ちでした。ただ、最初は非常に反発が大きかったですね。なぜ憲法や法律があるのに、わざわざ、まちづくりや自治のやり方について、自分たちで条例で決めなくてはならないのか、そういったものは法律とか政令とかに基づいて町長がちゃんとリーダーシップを発揮してやればいけないか、そういうものを作らなくてもいいじゃないかというのが最初の方の反応だったように思います。それを、条例を作る必要性などを逢坂さんが説いていきながら、ああいうまちづくり基本条例に仕上げたということです。これからの基礎自治体はこういう条例が必要なんだということと、まさに条例を作る、そういう過程が住民自治だということを目の当たりにしまして、是非そういうことをやるべきだと思っていたところに、市長としての選挙公約としてのマニフェストがあったものですから、これを是非作りたいということで挙げさせていただいた、とい

うことをごさいます。

すでに全国で100以上の自治体が自治基本条例を作っていますので、どんな中身にすればいいかということは大体モデルがあるわけで、作るだけであれば簡単なんです。今申しましたように、自分たちのまちづくりの基本的な住民自治のルールを作るのだから、そのルールも自分たちで市民の皆さんと一緒に考えていかななくてはならないということで、その制定過程が非常に大事で、まず、まったく白紙の状態で市民の皆さんに集まっていたいて、たたき台を作っていたらこうと、公募の市民の皆さんを中心に、柘植さんに委員長になっていただいて市民委員会を作っていました。実は市民委員会は半年くらいで議論を終えていただいて、本当は今年の3月議会ぐらいで条例を作りたいと思っていたのです。それが、市民委員会を開きますと、喧々諤々の議論になって、なかなか收拾せずに、予定した回数に収まらないし、毎回毎回会議を夜に開いていたのですが、深夜までかかって議論をするという状態で、これはあまり出口を切ってしまうとつたいないという気がしまして、とにかくたたき台ができるまでやってください、ということで、約1年近くかかりまして、提言を出していただきました。やっぱりそれだけ揉んでいただいたということで、最後は皆さん納得して案を出していただいたということで、それも良かったと思っています。それを具体的に、中川先生に委員長になっていただいて、専門家の人たちを中心とした制定委員会で条例の形にさせていただいたということをごさいます。

それをもって私が市内の各地域、5地域になりましたけれども、5地域で住民の皆さんに直接私が意見を聞く会ということもさせていただいて、今日を迎えたということをごさいます。結果的にマニフェストで考えていた以上の市民のみなさんの熱意、参加も得られましたので、非常にありがたいなというふうに思っております、今日ここにいる事を幸せに感じておるところをごさいます。

【中川】

これで、どういう経過でできてきたかということ市民の皆様が御理解くださったと思うのですが、これを実現していく上で、まだまだ課題がたくさんあります。それを、パネリストの皆様方から、こういう課題がまだ残っている、このところをもう少し取り組んでいかななくてはならないのでは、ということもお話しいただきたいと思っております。松下先生もおっしゃっていますように、自治基本条例はゴールラインではなく、つまり新たなスタートラインなので、それではいよいよ第2弾スタートしましょうという意味で課題提出をしていただこうかと思えます。

なお、言葉をちょっと整理しておきたいと思えます。市民主体のまちづくりといった場合の「まちづくり」ですね、これは非常になじみやすく使いやすい言葉なのですが、私たちは、まちづくりというのは地方自治、つまり高松市における自治そのものを意味していると理解しています。それを議会・市役所を中心として皆で一緒にやるのは、高松市づくりというまちづくりです。その次に、地域コミュニティ協議会ベースの小学校区単位のまち

づくりは、地域ベースのまちづくりです。その他に、むこう三軒両隣ベースの、顔と名前が分かり合っているぐらいのまちづくりもあるわけです。それら全てをまちづくりと私たちはくくっています。だから、その辺は範囲が3層ぐらいあるのだと思ってください。

それから、まちづくりの中身が何なのか、どういうことを作るのかといった時には、ものづくりとみんなイメージしてしまいますけども、それ以上に人づくり、組織づくり、これが一番最初にある、その次にルールづくり、スキルと言っていいでしょうか、まちの運営技術、地域社会の運営マナーとか、技術、マナー、ルール、道徳、規範これらみんな含めた仕組みづくり、3つめにいよいよものづくりと進むべきだということを私たちはまちづくりと思っています。そこで、「地方のことは地方で」なんて言われますけれども、よく考えてみますと、「地域社会でできることは地域でやってください。」という言い方をよく研究者はします。しかし、私はこれに大反対で、役所ですべきことはこれ、地域社会でできることは地域でやってくださいという言い方をしますが、この可能性の理屈を言ってもらおうと困るわけで、それを言われると地域は今までさぼっていたら、あなたたち、何でもかんでも役所に押し付けていたら、もっと地域根性を出すべきだ、というふうに聞こえて仕方がない。そうではなく、地域でないとできないことを地域でしましょうということです。地域でないとできないことをやってなかったことが問題なのではないか、それだったら地域とはいえない、だから地域でないとできないことをやるというところに立脚するところから、高松のしっかりした骨組ができてくるのではないかというふうに私は思っています。その辺りから話を切り出して、まずは全く最前線におられる佐藤さんから問題提起いただきたいと思います。

【佐藤】

今、座長が言われたんですが、私も地域のまちづくりという意味では、これは例えば道州制の導入になっても耐えていけるようなまちづくりを目指しております。まず、市民主体のまちづくりを進める上での課題ということですが、正直に言います、課題はたくさんあります。



地域コミュニティ協議会を立ち上げる際に、各組織団体を一気にまとめ上げたということがありました。ということは、各組織団体が抱えている問題をそのまま、地域コミュニティ協議会に持ち越したということです。その問題を、新たに組織された地域コミュニティ協議会が解決しなければならないということにもなったと思います。その設立過程で、議論と説明・合意を十分

にした上で結成したか、そうであればよかったのですが、どれだけの議論の場を持ち、合意形成がなされてきたか、判然としないところはあります。それでまず、協議会等の活性化を図るための課題、次に行政または職員に期待すること、それから市民に期待することの順番で話をさせてもらいます。

協議会の活性化を図るための課題としては、6つほどですが、思いつくままに並べてみました。まず一番目、地域コミュニティ協議会が中心となって地域をまとめられているか、ということは、構成する各組織団体の間で、努力も成果も全員でという考えがあるかどうか、各組織団体の意識改革がここで必要になるんじゃないかと。それから2番目としまして、各協議会のレベルに温度差があり、積極的な会とそうでない会があり、均一でないとの指摘があります。これについては、私は各協議会の事務局体制の整備が必要であると思います。それから3番目、地域コミュニティ協議会の活動を積極的にするには、ボランティアでできるだろうか、実に多忙であるというのが現状でございます。4番目、地域コミュニティ協議会は行政の下請け機関ではないかと、言葉をかえますと、行政はコミュニティ協議会に甘えすぎてはいないか、との指摘もございます。一方、地域コミュニティ協議会の役員も、協議会の存在意義をどのようにとらえているか、設置の目的意識と使命感はどうか、危機意識を持っているかどうか、まず我々自身の意識改革が必要なのではないかと、認識に差があるのではないかと、との指摘があります。それから、いろいろな各種事業には、人・モノ・カネが必要ということが言われますが、不足してないだろうか、不足しているとしたら何をどこから満たしていくのか、ということです。

次に、行政または職員に期待することということで、2点ほど言わせていただきたいと思います。1番目、行政職員のコミュニティ活動に対する理解度と関心度が低いということがあげられています。2番目に、地域コミュニティ活動に参加協力する職員が極端に少ない、地域コミュニティ協議会の役員も自分の仕事をした上で地域のために活動しております。協議会がしている行事だとしても、他人任せではないでしょうか。それから、市の職員で定年退職後も活動に対して参加や協力がなく、協働することに対して関心が低い。公僕という言葉がありますけれど、24時間市民のことを考える公僕であるならば、地域の行事参加であるとか、コミュニティ部会の役員会の一員として参加を義務付けしてもよいのではないかと、このように思います。そこで、ここでも、行政職員の研修をして意識改革をする必要があると考えます。

次に、市民に期待することですが、市民の積極的なコミュニティ活動への参加と意識改革を期待します。先日、地域コミュニティ協議会の情報が見えないと構成団体の一員に言われたことがあるんですが、残念に思いました。後で聞いてみましたが、その人は会合に1回参加しただけで、その後の活動に参加してなかったことは分かっているのです。ここで言えることなんですが、活動は受け身の姿勢では、いかに広報や回覧等その他の手段で我々が市民に情報を流しても、市民の側に参加協力の意志がなければキャッチできない、ということです。市民はあまりに受け身になりすぎていて、協議会の各種活動が上滑

りになっているのではないかと思います。そこで、市民は条例の第5条に規定する一番目として情報共有の原則，2番目参画の原則，3番目協働の原則の自治の原則をしっかり自覚してほしいと思います。市民の参画協働の意識改革が必要であり，義務を尽くして次に権利ありきと言える地域社会を構築しなければならないと思います。以上です。

【中川】

早速次々といきたいと思いますが，NPOの立場として宮脇さんの方からも御意見いただきたいと思います。

【宮脇】

NPOに求められている役割についてですが，市民ニーズが多様化している今日，財政状況も厳しい中，その多様なニーズにきめ細かく対応していくということが，行政だけではなかなか難しいと思われれます。そこで，例えば指定管理者制度のように，NPOが市から委託を受けて施設管理・事業運営を行うことによって，これまで利用者の立場だった視点を生かして，業務の改善とか創意工夫を加えて，公共的サービスの質的向上に貢献することができると思います。また，経費削減にもつながりますし，NPO自体のエンパワーメントにもつながると思います。NPOが，それぞれの得意分野で専門性を高めて，よりよいまちづくりのために行動を起こして，それを広く市民に広げていく，それがNPOに求められている役割ではないかと思います。

NPOにとっての課題ですけれども，やはり，活動資金，活動拠点の確保，そして活動の活性化ということが考えられるわけですが，活動資金については会員の会費だけでは限界があります。そこで例えば，高松市がやっている高松市協働企画提案事業などに応募するという方法もありますが，企画立案とか事業実施をきちんとやっていく能力が求められます。それから，独自で活動資金が得られるような新しい発想とかアイデアを生み出す能力，そして情報収集能力を身につけることが必要になってきます。情報提供という面で，行政も，これまで以上にNPOなどに支援していただきたいなと思っております。

それから，活動の活性化については，やはりNPOと他の団体とか地域コミュニティ協議会との協働のネットワークをどう広げていくか，連携とか協力体制をどう築いていくかということが必要になってくると思います。それからもうひとつ，先ほど中川先生から，女性の力が必要ということで，心強い御意見をいただいたのですが，女性は地域社会活動キャリアを積み重ねております。ですから，女性の新たな視点，豊かな感性を地域づくりに生かしていくこと，これが元気なまち，暮らしやすいまちづくりの鍵のひとつになると思います。また，女性が意見を述べたり，意思決定，方針決定の場に女性の参画を増やすような環境づくりもしていかなければならないと考えております。以上です。

【中川】

それでは、柘植さんは、市民に対しても結構厳しい御指摘をいただいておりますが、元市民委員会の委員長としてその辺りについて、もっと具体的におっしゃっていただけますでしょうか。

【柘植】

ありがとうございます。課題ということなのですが、主に市民には1点、行政に1点あります。市民の方にはまず、できるのにやらない人、これをいかに少なくするか、よく自治会からは自治会に入ってくれる人が少ないとかいろんな話を聞きます。そこにつながるんですが、自治基本条例の中ではそれを義務とは書きませんでした。市政に、まちづくりに参画するのは義務ではなく、権利なんです。なぜかという、したくてもできない人がいるからです。身体が不自由だ、時間がない、いろんな理由でできない人たちに、お前は義務を果たしてないとは絶対言えないわけであって、問題は参画できるのにやらない人、この人たちをいかに少なくするのが今後の課題になると思います。

信任という話がありましたが、私たちは選挙を通して議員の先生方、市長を直接選びます。その方に信任はしていますが、任せたら任せっぱなしでいいのかというところは、参画を問われたときには多分駄目なんだと思います。選んで任せっきりで、その結果おかしくなった場合には、僕らは責任をとらなくてはならないし、それが嫌なのであればやはり、議員の先生ともひざを突き合わせて話すことも必要でしょうし、行政とも話すことも必要でしょう。そういうできることをやっていく市民をいかに増やすかというのが、今後の課題だと思っています。

また行政に対しては、先ほど市長のほうから1年の予定が2年になったという話がありましたが、まさに頭がしっかりしないと申し訳ないと思っているのですが、当初は1年と言われていました。ただ、自治基本条例の中にも、参画、協働と書いてあり、耳にはすごく心地いい言葉なんですけども、協働とか参画はとも時間がかかるのです。それで、結果として自治基本条例はどのまちも似たようなものしかできてないのです。だから、似たようなものだから他からコピーしてきたらいではないかと、それはそうなのですが、問題はどうやって市民たちが議論してこれを作ったかという過程が大事な以上、大変時間がかかるんですね。これは、この自治基本条例に限ったことではなく、参画、協働についてこの自治基本条例でうたっ



た以上は、今後、あらゆることについて、行政が考えるより、市長が考えるよりも何倍も時間がかかると、それには市民も参画してもらわなくてはならないのですが、行政側も、そういう時間も労力もかかるんだということを、我々市民と一緒に歩調をちょっと合わせてくださいと、ペースを緩めてくださいということはお願いしなくてはならないと思っています。以上です。

【中川】

今、お三方からご意見いただきました。ここで市長のお考えなりをお聞きさせていただけたらと思います。

【大西】

それぞれの方から御意見をいただきまして、正におっしゃるとおりの課題だと思います。私自身が、これから自治基本条例を基本にしてまちづくりを進める上で、行政の課題といえますか、我々が行政としてやらなくてはならないことというのは、大きく3つ考えております。

一つは縦割りの打破といえますか、そもそも行政は縦割り意識が強いと言われており、だいたいどんな組織でも一緒ですが、分野ごとに組織を作らざるを得ないものですから、仕事はそれぞれ分野ごとにやらざるを得ません。実際、特に基礎自治体、市の仕事などはそうなのですが、地域コミュニティに行ったときなどに、ある部とある部の仕事が違うからといって、行政が自分の分野だけ仕事をやっていたのでは、全く地域にあった行政サービスは提供できない。それぞれ地域というものは横割りなんですね。横断的なものですので、そういう横断的な目できちんと自分たちそれぞれの仕事をこなしていかななくてはならないということで、意識の面においても実際の仕事のやり方の面においても、縦割りの打破というのが一番必要だと思っています。

それから、もう一つは、都市内分権の推進、特にコミュニティの重視、これが大事だと思っています。そもそも高松市も平成の合併で平成17年度に近隣の6町と合併をして、33万人から42万人に人口も増え、面積も大きくなったわけですが、大きくなればなるほど、自治というのは、特に住民自治の世界は衰退していくのは当たり前なですね。行政組織の単位でそれ全体をひとつで治めようとした場合に、住民とのやりとりによって物事を決めていくというのは、どうしても希薄にならざるを得ない。それをカバーするために、どうしても都市内分権という形で、市は市としてはひとつなんだけれども、それぞれ地域の物事を決める単位を、新たにきちんと設定していかななくてはならない。それがまさに地域コミュニティ協議会だと思います。そこできちんとした自治、住民自治の基礎的なことが行われて初めて、その市が充実した自治運営を行っているということになるのではないかと思うので、より一層都市内分権を進めていきたい。今回、地域コミュニティ協議会を自治基本条例で位置付けましたので、この条例の趣旨に沿って、それに対する行政と

しての支援をしていく必要があるだろうと思っています。

今日でちょうど市制施行120周年ですけれども、明治23年に高松市ができたときには、御城下と言われていた59の町と一部村が合併をして、面積2.85平方キロメートル、人口3万4千人の市として発足したわけです。栗林村とか、宮脇村といったところは、高松市ではなかったのです。今からのコミュニティの単位を考える場合、明治の時の、昭和の大合併の前の、町とか村ぐらいの単位で考えて、今一度それをとらえて考えて、そこの自治、コミュニティを充実させていくという方向性が求められるのではないかと考えています。

もう一つは先ほど出ましたが、職員の意識改革です。これはもう何にもましてやらなくてはならないと思っています。ただ、市民の皆さんに申しあげたいのは、市の職員というのは、市の職員としてまじめに仕事をしており、先ほど松下先生の例で言えば、ちゃんとポジションを与えられて仕事をしておりますので、それが終わった後、コミュニティボランティアをやれというのは、それはあくまで職員の任意に任せたいと思います。できるだけそういうこともやるように促したいとは思いますが、市の職員として仕事をしていることで、一応まちづくりにもきちんと参画してるんだと、そこは踏まえていただきたいと思っています。

それから、市民に期待することですけれども、やはりなかなか、今の職員の例と同じですけれども、会社で働きながら、地域に帰ったらコミュニティをやっているいろいろなボランティアやってくださいと、あるいはいろんなNPOで活動をどんどんやってください、市政にも参画してくださいといっても、なかなかできる人とできない人がいますし、何といっても時間がないというのが本当のところだと思います。ですから、無理はされなくていいのですが、例えば定年になって、ずっと拘束されるようなことがなくなったときは、是非地域デビューを果たしていただくとか、あるいは自分の好きな分野のNPO、公共的な活動に参画するとか、そういうことを、是非、やっていただきたいと思っています。まじめな仕事人間である人ほど、なかなか地域デビューができにくいといひまして、先ほど参画や協働には時間がかかると言われましたが、物事を決め結論を出すまでに、例えば今日の会議は1時間だから1時間内で結論を出してはい終わり、というふうには絶対進まないんですね。皆してのらりくらり、言わなくていいことを言う人がいたり、それを全部許しながらずっとやっていって、夜までかかって結論が出る、日本型のコンセンサス方式というのは江戸時代くらいからそういう方式ですので、それを我慢、耐えられるような気持ちの切り替えが必要になろうかと思っています。しかし、是非、そういう地域デビューをしたり、あるいはそれがなかなか難しいのであれば、好きな分野で社会貢献ができるようなものを是非見つけていただきたいと思っています。それが市民の皆さんの個人の生きがいややりがいにも繋がることも多いと思いますので、是非そういうことを市民の皆さんにもお願いしたいと思っています。

【中川】

ありがとうございます。

もうすでに今の2順目で、かなり問題点が出てきていると思います。少しだけ整理しますと、いわゆる地域コミュニティ協議会の立場からは、コミュニティそのものの組織強化と、自立に向けた何らかの方策、支援策も必要でないかというお話ですが、今後は、地域コミュニティ協議会が行政の仕事を受託していくとか、指定管理者に名乗りをあげていくとか、その他独自にビジネスを開発していくとか、そういうことも積極的、能動的に考えていくべき時期に来ているのではないかと、それから事務局機能が大変大事だと佐藤さんがずっとおっしゃっています。私もまったく同感なんですけど、事務局がしっかりしているところは放っておいても動くんです。しかし、ボランティアではいつまでも事務局長は務まりません。大変なハードワークなので、ボランティアではなくて一定のペイ、報酬を支払えるような事務局体制にするためにも、お金を稼いでいく必要があるのではないかと、もうそこまで来ているのではないかという気がします。それと、頑張っているところと、あんまり頑張れないところが、一律に平等に扱われるという行政の公平・平等の理論は、もうそろそろ考え直すべきでないのか。最低ラインは統一してくださいと、ただし頑張ってくれているところはこれだけ得をします、頑張りがちょっと足りないところは違う意味で応援をしますが、得はしません、というようなルールが必要なのではないかという気がします。そこら辺りは、また佐藤さんなりの御見解を後段でいただきたいと思います。

それから、NPOとコミュニティとはどうすればうまく連携できるのか、これは大変大事な課題で、実は地域コミュニティ協議会は、単体ではそういう奥深い仕事、専門性の高い仕事というのは不得手なのです。そういう点では、NPOなどの団体がサポートすることで、地域コミュニティ協議会が非常に助かるということがあります。そのような縦横の組合せを市民社会で考えていくべきではないかという気がします。柘植さんもおっしゃったわけですが、市民そのものの在り方がこれから問われてくると、単なる「市民」という言葉でひとつにくくっていいのかと、先ほど市長がおっしゃったように、地域デビューして帰ってくる団塊の世代、実は団塊の世代はまだ帰ってきてないのです。再就職で少し先に伸びているのです。2007年問題と言っていましたが、実は正しくは2010年問題なんです。今年の3月くらいに、地域に大量に帰還してきます。この世代が市長さんがおっしゃったように、コミュニティ型の意思決定に慣れていない。のんびり考えてみましょうか、というの



が嫌なんです。さっさと物事を決めたい。いつも理屈が立って、角々しいと言いますか、定足数に足りていないとか、集合時間に遅れるような役員会はなっとらんとか、会議録は残っているのかとか、こういうことを言い出すとしんどくなってしまいます。コミュニティ型の意思決定に慣れていない、コミュニティ教育を受けていないんです。アソシエーション教育ばかりで。なので、この再教育も必要なんです。宮脇さんの活動では、再就職ではなくて、地域デビューお迎え講座のようなものがあると聞きましたが、その辺りからまた御紹介いただきたいと思っています。

市長の方からは職員の在り方についても御指摘がありました。もちろん職員の意識改革も必要ですけれども、職員に地域活動を義務付けるというのはちょっとこれはまた別途の問題である、私はむしろこれは労働組合とか、職員組合とも手を結んで、職員の市民社会化、市民化というのでしょうか、その運動を起こすべきだと思います。職員は3つの顔を持っています。1つは公務労働者、2つめは公益の守護者、3つめは市民なんです。その市民としての第3の顔が地域に出れば出るほど幸せになるよ、というふうに持っていくべきでないか。そこにかかわればかかわるほど、自分の生活がカラフルになって豊かになっていくというふうに設計していけない。地域の側も、あなたたち帰ってきたらもっと楽しいものが待ってますよとメッセージを送らないと、職員は帰ってこないですよ。また下働きさせられるのか、またあごで使われるのかと思ったら、誰が帰りますか。そこはお互いに演出しないといけないと思います。

それでは第3ラウンドに入りますが、時間が限られていますので、早速、宮脇さんから私の問題提起したことも含めて、いろいろ御提起ください。

【宮脇】

当センターでも、団塊世代のための講座などもいろいろやっているんですが、先日も「ボランティアはじめまして講座」というのを開催いたしました。男性の方からも問い合わせがあったんですが、当日は欠席で、出席したのは女性だけということでございましたが、これからもっと増えるということで力を入れてやっていきたいと思っています。それで、NPO活動の活性化なんですけれども、やはり地域コミュニティ協議会との連携を進めることが必要ではないかと思っています。NPOと地域コミュニティ協議会とが連携することによって、人的ネットワークが形成されます。各地域コミュニティ協議会が必要とする分野の専門のNPOと協働することによって、新しい可能性が生まれるかもしれません。また、地域の課題解決につながる情報が得られるかもしれません。一方、NPOにとっては自分たちの活動をより多くの人々に理解してもらえ、専門性を生かせるというというメリットもあります。そこで、地域コミュニティ協議会とNPOをつなぐ連携体制の整備が必要なんです。そのコーディネーター役というのも必要になると思います。そこで、私も参画ネットでは、コーディネーター役も目指して行きたいと考えております。それで、現在、新たな人材バンクを構築しようと、各団体から情報提供をいただいて、こんな内容

で出前講座ができますよというのが、もうだいぶ集まってきておりますので、それを整理して地域コミュニティ協議会に情報提供したいと思っておりますので、どんどん御利用いただければと思います。それから、自治基本条例を生かすための方策ですけれども、条例制度を一人でも多くの人に知っていただくということが大切だと思っております。今回、こういうりっぱな冊子ができているんですけども、コンパクトにまとめたダイジェスト版を作るのであれば、是非子ども用を作ってほしいと思っております。将来の高松づくりの担い手となる人づくりという観点からも、子どもに分かりやすいパンフレットをつくって、子どもの頃からまちを愛する気持ち、まちづくりに参画しようという心を育てていくためにも、そういった子ども用のパンフレットを作って、子ども会、地域の行事などに使っていったらいいのではないかと考えております。以上です。

【中川】

ありがとうございます。

4時になりますと、市長さんが次の会場に移らなくてはならない予定が入っておりますので、以後は3分程度でお願いしたいと思います。

それでは柘植さん、お願いします。

【柘植】

今後は、まず地域コミュニティ協議会が今回、自治基本条例の中で明確にうたわれたのですが、喜ぶのはいいのですけれども、その分だけ責任を問われるということも、残念ながらついてきます。先ほど言ったように市民が放任するのではなくて、参加するということは責任を問われる、しかも地域コミュニティ協議会は明確に条例に書かれた以上、一地域一地域コミュニティ協議会ですから、逃げるできない組織になってしまったということで、それだけ責任も権利も大きくなったということを考えていただきたいのと、自治会とか地域コミュニティ協議会の参加者が増えるには、入ってください入ってくださいと言っても多分なかなかみんな怖がって入ってこないと思います。それはなぜかというと、出口がよくわからないから、入り口がいくら大きくても出口が見えなかったら怖くてよく入らないですよ、入ったら最後出られないんじゃないかと思うから。やっぱりその辺はNPOと同じように、分かりやすく、入りやすく出やすい組織というのも必要ではないかと思っております。また、大変なのは今後、佐藤さんもそうですが、リーダーシップ、地域のことをやるのにマネージメントもしながらダイレクト、ディレクション、会社でいえば専務みたいなこともします。さらにプロデューサーみたいなこともします。つまり課長であり専務であり社長の機能も各地域コミュニティ協議会は自分たちで一つ一つやっていくんです。そういうマルチなリーダーを育てていくということをしないと、なかなか今後の地域の人材ということが難しくなるし、自治基本条例が生きていかないんじゃないかと思っております。

【中川】

ありがとうございました。

それでは佐藤さん、よろしくお願いします。

【佐藤】

自治基本条例の第1条に、市民主体の自治の実現を図ることが目的とされています。これが本当に理念だと思えます。そして第23条において、地域コミュニティ協議会は市民や地域のために、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むということが求められています。そこは、自己決定、自己責任、自己実現の精神が述べられています。協議会はまちづくりの核とならなくてはならないので、条例の理念を生かした組織体制の整備や基盤強化をしていく必要があります。明るく楽しく、前向きに、その歩みを止めるわけにはいきません。協議会はこの理念に沿った活動することによって、市はその自治活動を推進するため、尊重し、適切な支援を行うとも規定しています。また、市民もそのような活動を通して、覚醒してくれるはずで、目的と理念が正しければ、ヒト・モノ・カネは後から必ずついてくると思っております。

最後に、協議会には核となる連合自治会がありますが、会費納入済みの自治会員と、非自治会員との区別化・差別化につき、懸念する役員の声があるのも事実です。自治会員以外にも義務が発生するのかという指摘ですが、しかし現実には地域ふれあい事業であるとか、バザーであるとか、地域の事業に参加されている、また、PTA、子ども会等に参加されている市民に対して、自治会員かどうか問いただすということも、差別化することもしておりません。また、そうすることは不可能です。行事や事業の参加者が多いほど、活動は成功だと思えます。コミュニティ活動はすべての地域市民に対して開かれたものであるべきです。ただ、協議会はそのように地域全体を考えて、自治会員や非自治会員の区別をすることなく、事業を計画し、予算執行する必要があります。公平の立場から、今後は宮崎市が先行して取り入れているコミュニティ税等の財源確保をお願いしたいと思えます。以上です。

【中川】

ありがとうございました。

それでは市長さん、今まで出た御意見に対してお願いします。

【大西】

コミュニティをこれから充実するために、いろいろな御意見等も出ているところですが、先ほどから私も申しあげておりますように、この高松市の自治基本条例の中で、一番高松らしい、強調したい点が、地域コミュニティ協議会です。



資料の中の6・7Pに「地域コミュニティ協議会」のイメージ図や説明がありますが、今までの自治会、連合自治会と何が違うのかと言いますと、自治会、連合自治会というのは、あくまで任意団体です。自治会費を払って、参加をしています。ただ、基本的には、地域の自治会であるので、地域の全員の方に入っていて、会費を払って、自分達の活動をするというのが望ましいのですが、自治会の

加入率が、高松においても、都市化の傾向で下がってきています。

ついに、一昨年あたりには、70%をきって、現在68%くらいになっています。このままでは、自治会はあくまで任意団体ですので、それを市民との協働あるいは、参画の組織に正式にすることはできない、それに代わる、代わるべきという語弊があるかもしれませんが、全ての地域の団体や人を構成員とする地域コミュニティ協議会というものを今回、きちんと条例上に位置付けさせていただいたということでもあります。

したがって、その地域に住む方々は、住んでいるだけで、地域コミュニティ協議会の構成員だという位置付けになりますので、全ての行政サービス等については、分け隔てなくきちんと行きわたるといような形で、地域コミュニティ協議会を通じてやっていく、というのが基本的なやり方でございます。

ただ、そのときに、自治会には入らないで、地域コミュニティ協議会のいいところだけを享受するという市民ばかりが増えますと、自治がうまく成り立たなくなりますので、やはりできるだけ、自治会活動なども充実させていただくために、自治会の加入率を増やす方策、あるいは、ある一つの地域コミュニティ協議会でやっていますように、もう自治会というのをやめてしまって、全体で、地域コミュニティ協議会の会員です、というような形で、コミュニティ運営をやっていくというやり方などもあろうかと思えます。その辺の整理が必要だというのが一点です。

それから、コミュニティ施策を充実するために、人を育てること、もの・活動拠点づくり、また、大きく問題になりますお金の問題、運営・活動の財源をどうするか、それから、情報ですね。やはり、地域でいろんなコミュニティ活動をやるにしても、各種行政サービスに関連する情報が、的確に得られないと駄目ですから、そういう情報システム的なものを、きちんと考えていかなければならないと思います。人、もの、金、情報、それぞれにおいて、市として必要な支援というものを、自治基本条例に基づいてきちんとこれからやっていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、この自治基本条例で、これからの高松市の自治運営の基本的

なルールというものが明文化されたわけです。これに基づいて、参画と協働型のまちづくりということで、それが、お題目で形式的なものに終わらないように、私は、魂を入れていくのはこれからだというふうに表現させて頂いておりますけれども、実質的に熱い魂が入っていくような形で、運営できていくように、市としても一生懸命やっていきたいと思っておりますので、市民の皆様方のこれまで以上の御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【中川】

ありがとうございます。

市長さんに私の代わりにまとめて下さったような印象があるので、バトンをお渡ししようかと思ったくらいですが、その通りであります。大変貴重な御指摘をいただきました。

地域コミュニティ協議会は、実は、条例上の公共的団体なんです。それに対して、自治会・町内会は、任意の団体であり、公共性は持っていますが、準公共的団体であり、実態は、共益団体です。会員の利益のために活動している団体です。ただ、加入率が99.何パーセントとなると、この公共性が限りなく高くなるのですけれども、加入率が落ちれば落ちるほど、共益団体に落ちていく、そういう関係があります。そこにあまりにも責任を押しつかせ過ぎているのではないか、というのが全国の反省で、そこに先ほど私が言いました、地域別代表性は自治会が担保してくれますが、課題別、分野別の代表性はばらばらになっています。それをもう一度集合して、ラウンドテーブルといいますか、円卓会議的にまずこしらえて、次に執行機能を強化していく、事務局機能を強化していく、小さな政府をつくるようなものです。これをネイバーフッドガバメントとか近隣政府といいます。地域コミュニティ協議会は、地域サロン、みんなの政府です。そういう意味では、地域の人全員が構成員です。

ただ、まちづくりにかかわりたくない人まで、「群れ」に入れという義務はない。それは、役員になりたいとか、活動家になりたいとか、なりたくないとかいうのも自由があるということです。ただ、構成員であることは間違いないです。ですから、自治会の非会員である人のことも必ず、意識して行動していただくということが原則になります。このようなことは市長さんから改めて、きちんと御指摘をいただきました。

それと、今日、大分お話にも出ましたが、この自治基本条例は、そもそも、市民と議会と行政と三者が、足並みをそろえスクラムを組んで、この高松をパワフルなまちにしているための条例です。

それに対し、ニセコ町がトップバッターと言われていますが、当時の条例には、議会が入っていませんでした。ですから自治基本条例の本物ではなかった、ということで、大改正されて、今は議会も入っています。何が言いたいのかといいますと、議会の位置付けというのはすごく重要なのだ、ということをおしあげたいのです。

市民と行政が直結して、勝手に物事をやるというのでは、自治基本条例ではないのです。ここには、議会も一緒に、三者と一緒にスクラムを組んでいこうという願いが込められているということをもう一度アピールしておきたいのです。ともすれば、議会を軽視して、住民と行政が直結して物事を進めていけばいいではないかというふうな雰囲気、最近蔓延していますが、それでは自治とは言えません。その意味では、議会もパワフルな議会になってもらいたいという願いを込めています。

今まででだいぶ時間が迫っていますが、基調講演をいただいた松下先生も最前列で聞いてくださっているのです、何か一言メッセージがございましたら、お願いしたいと思います。

【松下】

今、お話を聞いていて、いずれにしても参画や協働の仕組みができましたと、入れ物もできましたと、ということです。そうしますと、どうしても無理やり参加しろと、あるいは強制的に参加させるという話になると思います。でも、それぞれの人生を考えてみてはいかがでしょうか。私は自分自身を考えてみても、例えば30代、40代の時は、仕事が忙しくてとてもともかかわる余裕はなかった。50代になって、子どもたちが独立して、少し余裕がでてきた。そうすると地域の自治会、町内会、様々なところにかかわってこれました。そういうふうに、人生の中で、大きな波の中で、まちのことにかかわる、自治のことにかかわるときがあると思うんです。そのときに入りうる仕組みを作ったということです。だから、その時をとらえる、その時を後押しするという仕組みだと思います。考えていると、人生の中で、公共的なことにかかわらなかった、社会の役に立たなかったというより、社会の役に立ったということはきっと良いことだし、楽しいことだと思います。そういう公共的なことにかかわった、嬉しかったという想いを押し上げていくのも自治基本条例でないかと思います。

もう一点、参加の機会、自分から手を挙げて参加するっていうことも大事ですけども、やはり参加の機会があれば参加する人が多いと思います。私が今力を入れているのは、抽選で当たって、その人がまちづくりに参加するという、裁判員制度みたいなものです。抽選で当たる、1,000人抽選で選ばれると、だいたい70人から80人の人が参加する、ということです。この数が多いか少ないかというのはあります。しかし、この人たちはやりたいという想いがある、でも自分からはなかなか手を挙げられない、大半、99%の人は初めて市のこういう会に参加したと言います。そういう人たちがまちにたくさんいる。そういう人たちが参加できる仕組みを考えると、いろいろあると思うんです。

このまちづくりに1回参加すると、その人たちに報酬が出ます。報酬がいくらかと言いますと、200円の地域貢献券です。3枚たまると日帰りで温泉に行けるのです。鶴巻温泉という温泉がありまして、3枚たまると600円で温泉に入れるんです。まちづくりに参加して、それで3枚の報酬をもらって、温泉に行って、そこでまた皆でまちづくりのこ

とを考えると、そういった様々な楽しい仕組みを考えたら、参加の機会が増えていくのではないかと思います。いずれにしても、そういう知恵、いろんな知恵があると思うんです。私でさえそんな知恵が出るんですから、皆さんで考えたらたくさん知恵が出ると思います。その知恵を生かしながら、まちをつくっていったらいいと思います。

【中川】

どうもありがとうございました。

そろそろお時間ですね。3回もパネリストの皆さんにお話をいただきました。本当に忌憚のない御意見をいただきましたとともに、市長さんからも温かい言葉、市民の言葉で返していただいた。そのような楽しいパネルディスカッションだったのではないかと思います。

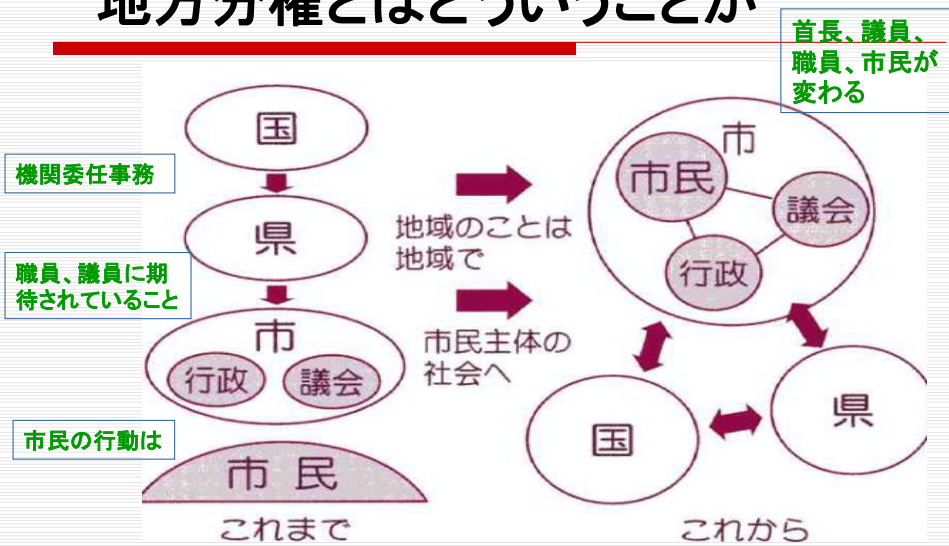
いよいよ120周年から121年、122年と、今度は130周年に向けてスタートするこの新しい高松市のスタートラインに、自治基本条例が施行されました。この条例を皆さんの宝物にしてくださるよう、これから育てていただくということを願っております。今日は私の進行が下手だったので、たくさん語っていただくべきことをあまり引き出しきれてないかもしれませんが、以後は皆さん御自身で、お一人お一人に聞いていただいても結構かと思えます。パネリストの皆さん、それから市長さん、どうもありがとうございました。

高松市自治基本条例制定フォーラム

自治基本条例の活かし方 ～住民主体のまちづくり～

相模女子大学
松下 啓一

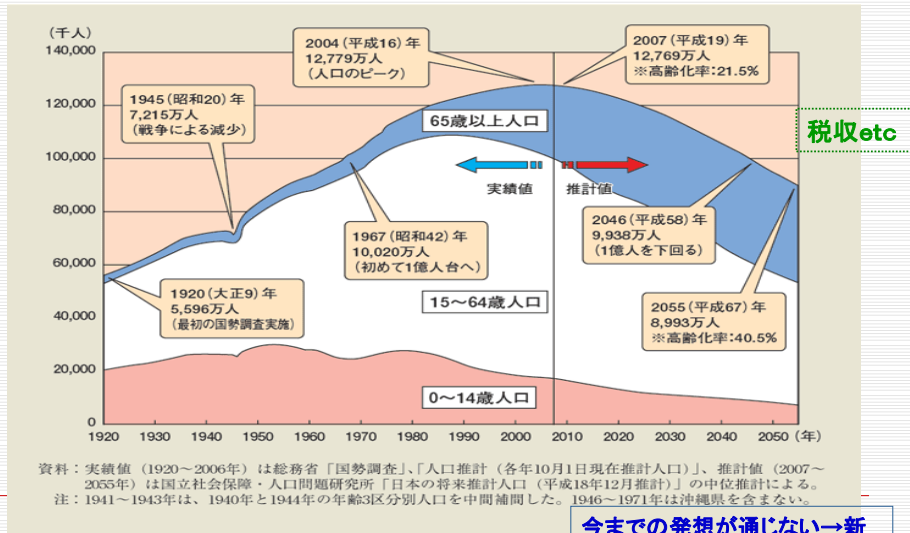
なぜ自治基本条例なのか 地方分権とはどういうことか



ヒラメ公務員？ → 同じ目線

協働は、これまで130年続いた仕組みを大きく変えるパラダイム

なぜ自治基本条例なのか 人口減少・少子高齢化



どうやってまちをつくるのか=自治経営 協働=野球は9人でやろう

これまでは内野(行政6人)だけでやっていた
外野に置かれていた市民も野球をやる

自治基本条例



自治基本条例のポイントは 協働による自治経営(まちづくり)

①行政、議会の仕事ぶりを変える

- ・信託された役割(主権者としての市民)を十分に発揮する
- ・「市民の公共力を活かす」ように仕事を組み立てなおす

②公共の担い手としての市民をしっかりと位置づける

- ・市民の市民性(自律性、貢献性)を伸ばす
- ・地域コミュニティ、NPOを公共主体として位置づける



一緒に野球をやるために 違いを知る→理解になり→力になる

○行動原理の違い

	行政	市民
意義・ミッション	市民全体	一部の
行動原理は	公平・平等	自己の関心のまま
活動資金は	税金	自分のお金

* **違うことが重要** = 行政にないこと = 重層的な社会

→ 同じなら意味は乏しい

DVの例

⇒ 協働の前に行政を知ろう

一緒に野球をやるために 信頼関係をつくる

① win-winの関係

- ・市民-公務員関係の再構築
- ・安い下請け

役所がやるという発想

体験では

- ### ② 結局、ひざを交える・まじめに議論する



流山市自治基本条例策定調整会議

不思議な共感が生まれてくる

☆☆最近思うこと・大事なこと 自治は楽しくやる



なぜならば自分たちの暮らしを良くすることだから